

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第298号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった行政文書を特定した上で、当該行政文書を開示決定したことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成19年6月11日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「07年度実施検討の浄化槽の『簡易検査』に係る事業予算（費用明細付き）、及びその予算を妥当とした根拠となる資料（e x 契約競合見積もり書等）。又、すでに実施済み・会計済みのものが有れば、それを証する資料（以下『本件請求文書』という。）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する行政文書の特定及び開示の決定

実施機関は、本件請求に対し、「①平成19年度浄化槽法定検査推進事業に係る歳入歳出予算見積書（事業説明書）、②平成19年4月16日付け起案文書「チラシ『法定検査を必ずうけましょう』の印刷について」、③チラシ「法定検査を必ずうけましょう」の印刷に係る契約済通知書」を本件請求に対応する行政文書（以下「本件対象文書」という。）として特定した上で、行政文書開示決定（以下、本件文書特定及び開示決定を併せて「本件処分」という。）を行い、平成19年6月22日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年8月17日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件請求に対し、実施機関が行った本件対象文書の開示決定について、異議申立人が必要とする情報の一部分しか開示されておらず、なお外に本件請求文書に該当する文書が存在するとして、その開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書における主張

開示された資料では、「必要とする情報」の一部でしかない。本年度（平成19年度）の環境行政の施策の具体的内容やその効果予測、それら施策が何故本年度の主要施策として必要なのか、その他の施策は考えられないのか等々知りたい。例えば、施策の起案書等がないのか疑問に思う。

施策の内容や、その決定過程等、一般的には起案書に明記されるのが常識となっているが、印刷発注の起案文はあっても本質にかかわる部分の起案書がないとすれば杜撰すぎないか。県の文書作成・保存及び情報公開に対するスタンスがわからない。

(2) 意見書及び口頭による意見陳述における主張

ア 開示請求した資料について、行政情報室及び担当課は、広島県情報公開事務等取扱要綱第3の1の(2)及び同2の(3)に反して「開示請求に係る行政文書の特定」を行った。つまり、県の独断で文書を特定するという過ちを犯している。

イ 実施機関は、「歳入歳出予算見積書（事業説明書）」が本件対象文書に該当する理由の第一に、「当該見積書により、事業内容を説明している」と主張しているが、これでは、事業の全容が理解できないのであって、説明不足も甚だしい。

ウ 「チラシの制作と印刷」のみに係る事業予算の提示でよしとする「事業の概念」の実施機関の認識は間違っている。

エ 印刷発注の起案文はあっても本質にかかわる部分の起案書がないとするのは無責任である。本件処分で開示された対象文書は、「チラシの予算として妥当」と見る資料であって、「事業予算全体が妥当だ」と判断された資料ではない。

オ 実施機関は、事業の目的（公共用水域の水質保全）を図る観点から新たな課題について行う適切な対応として、①簡易法定検査の導入と②法定検査機関の増設による2法人化という2大主要施策を挙げておきながら、その組織・機能・運営費用の概算、その原資等の概要について、何ら資料がないとするのは、甚だ無責任ではないか。

簡易検査方式にして2つの検査機関で行うということを決めたことが一番重要であり、外部委託をするについてどのような理由から決定したのかが知りたいポイントである。具体的には、2つの検査機関に任せて行うとの政策立案をした際の全体像という意味での数字、予算はどれぐらいでどのような組織を作ったかということを開示請求している。

カ また、どうすれば現状の問題点が解決できてよりきれいな水が流れ

る浄化行政になるか、平成19年4月以降に実施しようとした施策を、いくらかけてどのような体制でやろうとしているのかを知ることにより、予算として適正かどうか、あるいは行政のやり方が適正かどうかなどが判明するのであり、そういったことを証明できる資料が本件請求の対象文書である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書を特定し、開示決定した理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求内容に該当する行政文書としては、歳入歳出予算見積書（事業説明書）が該当する。その理由としては、当該見積書により、事業内容を説明し、事業予算については、その内容が妥当であると判断され、所要額が措置されていることが挙げられる。この他に対象文書は存在しない。
- 2 浄化槽の法定検査受検率が非常に低いということが判明したことから、受検率向上のために二法人による検査体制にした方がよいのではないかと、いうことを内部で協議したことがあり、紆余曲折はあったが、二法人による実施体制にした上でのローテーションや検査項目を検討したという経緯もあることから、それらに関する文書は存在する。

しかし、当該二法人は、県とは別個の独立した組織であり、指導監督機関としての県が当該二法人に対する補助金・交付金を交付するといったような歳出予算上の措置を講じるという関係にはないことから、当該二法人による浄化槽検査実施体制への移行や効率化検査（簡易検査）実施に伴う予算及び支出に関わる文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「①平成19年度浄化槽法定検査推進事業に係る歳入歳出予算見積書（事業説明書）、②平成19年4月16日付け起案文書「チラシ『法定検査を必ずうけましょう』の印刷について」及び③同チラシの印刷に係る契約済通知書」である。

異議申立人は、「チラシの制作と印刷のみに係る事業予算の開示決定でよしとする『事業の概念』の認識は、間違っている。」として、本件対象文書以外にも特定すべき文書が存在すると主張しているが、実施機関は、本件請求に該当する内容の文書として本件対象文書を特定したものであり、異議申立人の上記主張は当たらないとしているので、本件対象文書の特定の妥当性について、以下、検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 条例第6条第1項によれば行政文書の開示を請求しようとするものは、実施機関に対して、開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項を記載した書面を提出しなければならないとされているところであり、開示請求のあった行政文書が何であるのか、すなわち対象文書の特定にあたっては、開示請求書に記載された内容により合理的にとらえるべきである。
- (2) 本件対象文書の特定の考え方等について、当審査会において、実施機関に確認したところ、本件請求の内容は、「①07（平成19）年度実施検討の浄化槽の『簡易検査』に係る事業予算（費用明細付き）、及びその予算を妥当とした根拠となる資料（e x 契約競合見積もり書等）。②又、すでに実施済み・会計済みのものが有れば、それを証する資料」であることから、①の事業予算関係について、平成19年度浄化槽法定検査推進事業に係る歳入歳出予算見積書（事業説明書）を対象文書として特定したのは、当該事業説明書により、事業内容を説明し、事業予算については、その内容が妥当であると判断され、所要額が措置されているためであり、②の実施済みの資料について、法定検査受検率向上などの普及啓発のためのチラシの印刷に係る契約済通知書などを特定したのは、本件請求日時点では、当該チラシ印刷に係る支出しか行われていなかったためであり、他に対象文書は保有していないとのことであった。
- (3) 本件請求は、浄化槽の簡易検査に係る予算関係に限定した請求であることは明らかである。また、当審査会において、簡易検査の導入について対象となる文書を見分したが、チラシの印刷以外には、予算執行関係の文書は見当たらなかった。このため、上記(2)の実施機関の説明には、合理性が認められる。
- (4) 以上のことから、実施機関が本件対象文書を、本件請求に対応する文書として特定し開示した決定は妥当であると認められる。
- (5) なお、異議申立人は、本件請求を郵送により行った後に、口頭による意見陳述等で本件対象文書の他にも特定すべき文書がある旨を主張していることから、以下、この点につき検討する。

異議申立人は、本件請求に対し、チラシの制作と印刷のみに係る事業予算の提示でよしとする実施機関の「事業の概念」の認識は、間違っており、簡易検査導入等に係る本質の部分の起案書がないとするのは無責任であることから、本件対象文書として特定された文書以外にも特定すべき文書が存在すると、主張している。

そこで、当審査会において実施機関に確認したところ、新たな法定検査機関の設立や簡易検査導入に係る県の予算は、計上されていないとのことであり、普及啓発のためのチラシの印刷以外には予算執行関係の文書は見当たらなかった。

また、二つの公益法人は、県とは独立した組織であり、県が補助金・交付金等を交付するといった関係にはないことが認められる。

このため、簡易検査関係の普及啓発に関するチラシの作成等の関係文書しか保有していないという実施機関の説明には合理性が認められ、異議申立人の主張を採用することはできない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 9. 10	・ 諮問を受けた。
19. 9. 28	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 11. 30	・ 実施機関からの理由説明書を收受した。
19. 12. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 1. 4	・ 異議申立人から意見書を收受した。
20. 12. 4 (平成20年度第2部会第9回)	・ 諮問の審議を行った。
21. 1. 22 (平成20年度第2部会第10回)	・ 諮問の審議を行った。
21. 2. 5 (平成20年度第2部会第11回)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
21. 3. 6 (平成20年度第2部会第12回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。・ 諮問の審議を行った。
21. 4. 23 (平成21年度第2部会第1回)	・ 諮問の審議を行った。
21. 5. 28 (平成21年度第2部会第2回)	・ 諮問の審議を行った。
21. 6. 18 (平成21年度第2部会第3回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（第2部会・五十音順）

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院社会科学研究科准教授
山 本 一 志	弁護士
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院社会科学研究科教授